

トラック運送事業にかかる  
労働基準関係法令の違反状況及び  
労働災害発生状況等について

---

愛知労働局

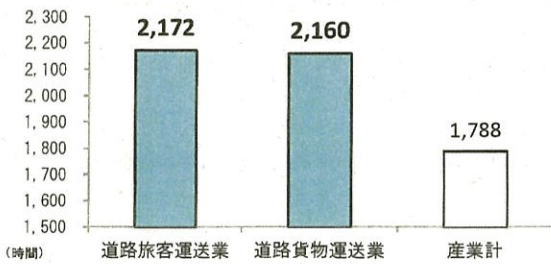
# 自動車運転者に係る労働の現状①

年間総実労働時間の推移

資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
(事業所規模30人以上)



年間総実労働時間（平成26年）

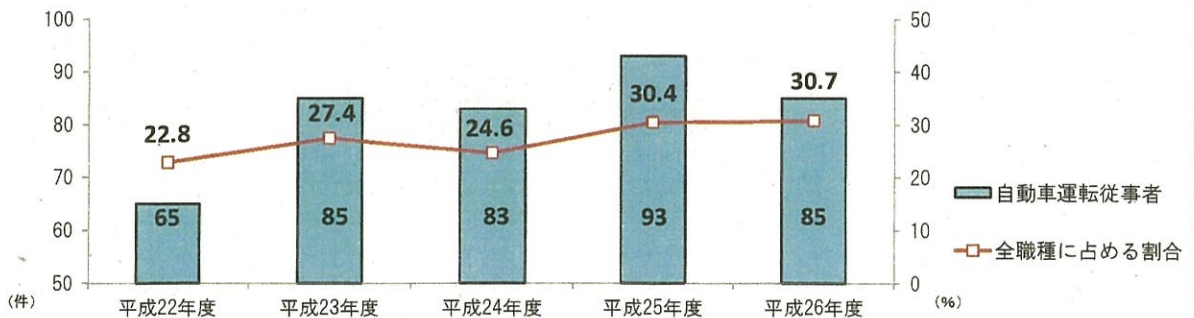


運送業は、他の産業と比較して、長時間労働の実態にあり、平成26年における年間総実労働時間は、産業計と比べて、道路旅客運送業は384時間、道路貨物運送業は372時間長い。

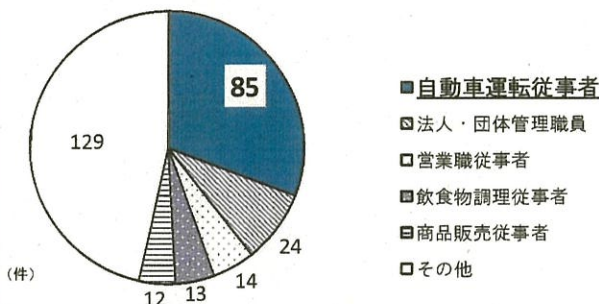
# 自動車運転者に係る労働の現状②

職種別の脳・心臓疾患労災支給決定件数においても、自動車運転従事者は高い水準（平成26年度85件）にあり、全職種（同277件）の約3割を占める。

脳・心臓疾患の労災支給決定件数の推移（自動車運転従事者）



脳・心臓疾患の労災支給決定件数（平成26年度：職種別）



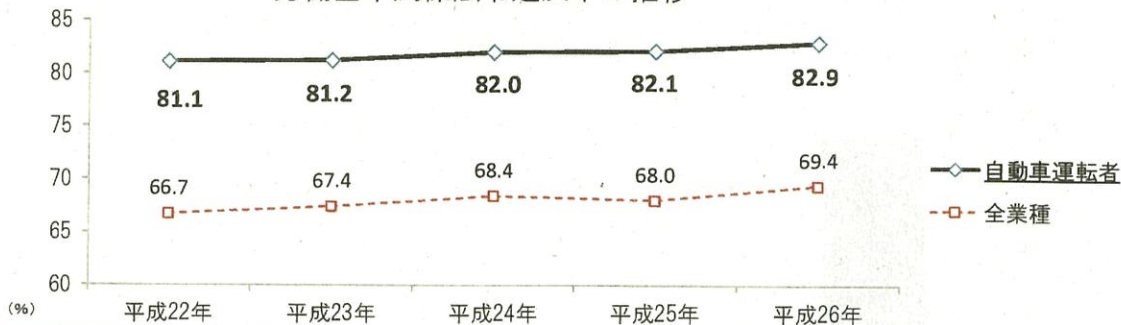
労働者全体（52,094,209人）に占める道路貨物運送業に従事する労働者（1,550,223人）の割合は2.98%、同じく道路旅客運送業に従事する労働者（560,942人）の割合は1.08%。

※ 数値は、総務省統計局「経済センサス基礎調査」（平成21年）の調査票情報を独自集計したものを示す。

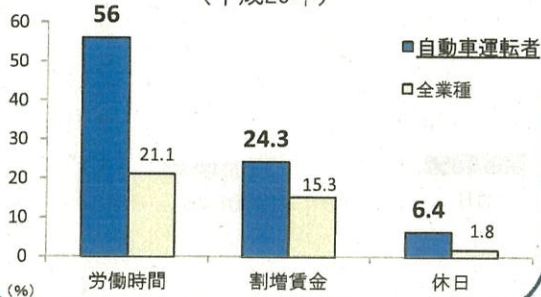
# 自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導等の状況①

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率は、全業種と比べて高い状況にある。平成26年に監督指導を行った3,907事業場のうち、82.9%に当たる3,240事業場において、労働基準関係法令違反が認められた（全業種69.4%）。

労働基準関係法令違反率の推移



主な労働基準関係法令違反の内容 (平成26年)



労働基準関係法令違反率 (平成26年)

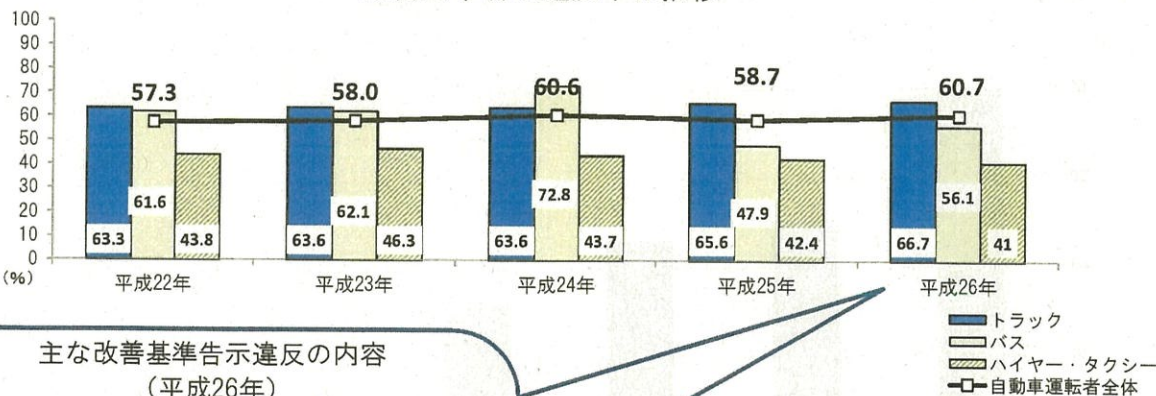
トラック (監督実施事業場: 2,765事業場) 83.6%  
 バス (監督実施事業場: 262事業場) 74.4%  
 ハイヤー・タクシー (監督実施事業場: 502事業場) 87.3%

※ 事項別については、トラック (59.4%)、バス (45.0%)、ハイヤー・タクシー (48.8%) のいずれも労働時間の違反率が最も高い。

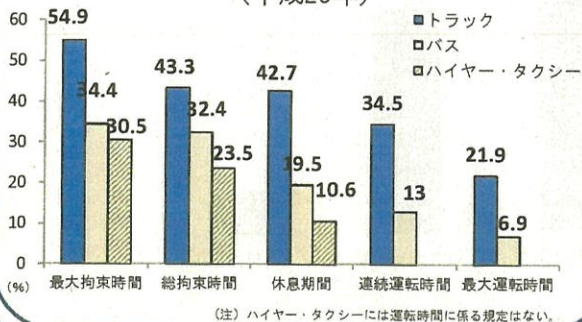
# 自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導等の状況②

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。) の違反率も高く、平成26年に監督指導を行った3,907事業場のうち、60.7%に当たる2,373事業場において、改善基準告示違反が認められた。

改善基準告示違反率の推移



主な改善基準告示違反の内容 (平成26年)

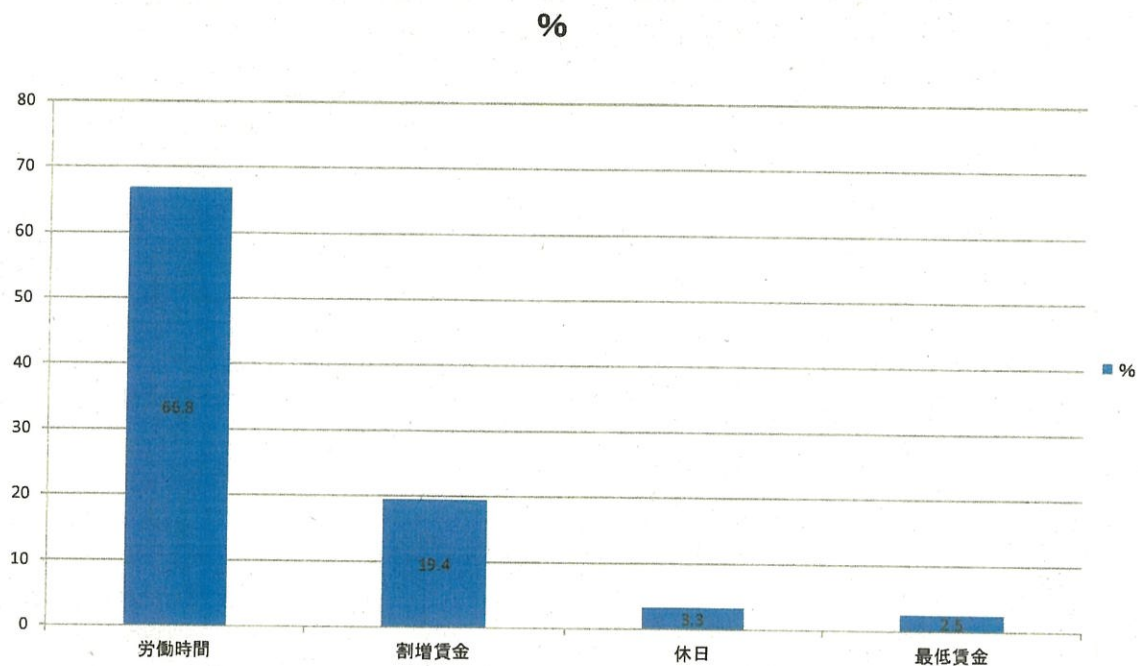


改善基準告示違反率 (平成26年)

トラック 66.7% (1位: 最大拘束時間 54.9%、2位: 総拘束期間 43.3%)  
 バス 56.1% (1位: 最大拘束時間 34.4%、2位: 総拘束時間 32.4%)  
 ハイヤー・タクシー 41.0% (1位: 最大拘束時間 30.5%、2位: 総拘束時間 23.5%)  
 ※ トラック、バス、ハイヤー・タクシーのいずれも最大拘束時間の違反率が最も高い。

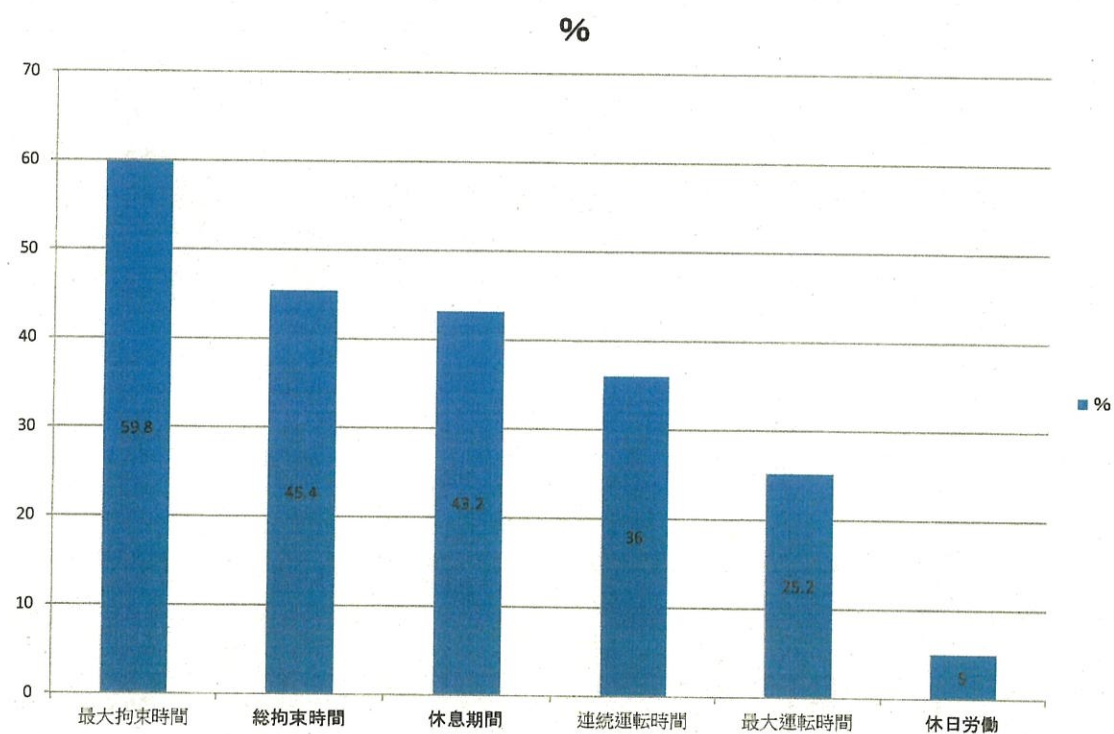
## 中部運輸局管内の事業場に係る監督指導等の状況①

### (1) 主な労働基準関係法令違反の内容 (平成27年速報値)



## 中部運輸局管内の事業場に係る監督指導等の状況②

### (2) 主な改善基準告示違反の内容 (平成27年速報値)



# 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについて

現行			改正案		
	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)			1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

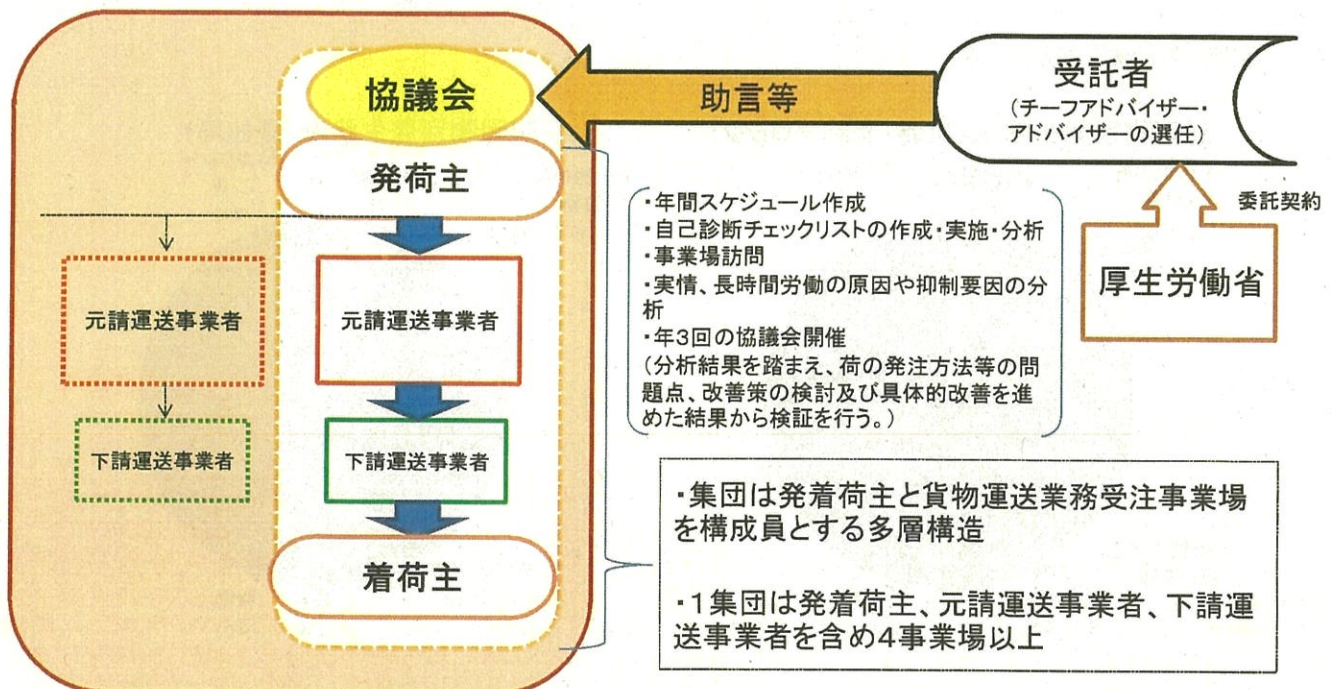
	時間外労働が月60時間超である 労働者が存在する割合		平均的な時間外労働が 月60時間超である割合	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%
⇒時間外100時間超	3.7%	9.8%	0.0%	0.7%

※中小企業とは

業種	資本金の額または出資の総額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下
卸売業	1億円以下	または	100人以下
その他	3億円以下	または	300人以下

## トラック運転者労働条件改善事業について(厚生労働省委託事業)

厚生労働省で平成24年度から行っている、トラック運転者の労働条件改善事業。発着荷主、荷主から運送を直接依頼される元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた協議会を設置し、アドバイザーによる助言等を通じて、長時間労働を改善する取組。



# 道路貨物運送業における労働災害発生状況

愛知労働局

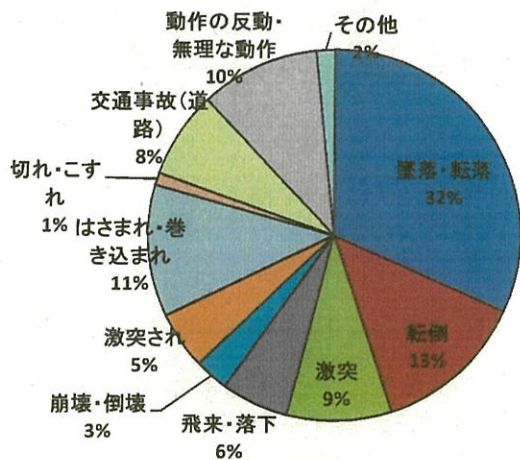
## 1 労働災害発生状況の推移（平成22年から平成26年）

業種	発生年	平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
		死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
東海・北陸ブロック		25	1,939	1,964	23	1,910	1,933	20	1,904	1,924	26	1,976	2,002	21	1,956	1,977
愛知局		10	750	760	11	757	768	8	774	782	10	808	818	4	764	768
岐阜局		2	170	172	2	177	179	4	168	172	1	189	190	3	163	166
三重局		1	203	204	0	199	199	1	231	232	2	243	245	2	232	234
静岡局		8	501	509	3	444	447	6	447	453	7	431	438	5	474	479
石川局		0	137	137	6	113	119	0	100	100	1	113	114	1	104	105
富山局		3	106	109	1	121	122	1	115	116	4	107	111	3	128	131
福井局		1	72	73	0	99	99	0	69	69	1	85	86	3	91	94

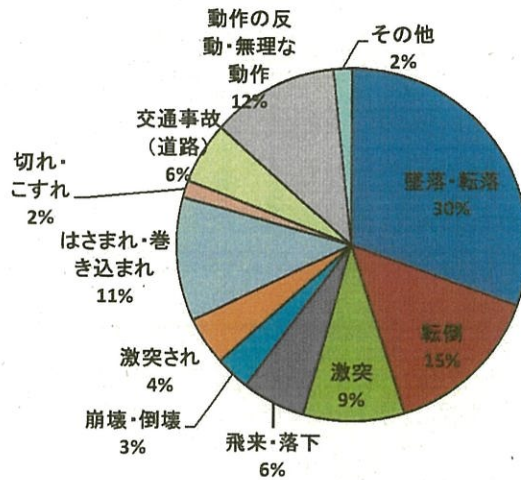
※東海・北陸ブロック（愛知局、岐阜局、三重局、静岡局、石川局、富山局、福井局）

## 2 事故の型別労働災害発生状況

事故の型別発生状況（東海・北陸ブロック）

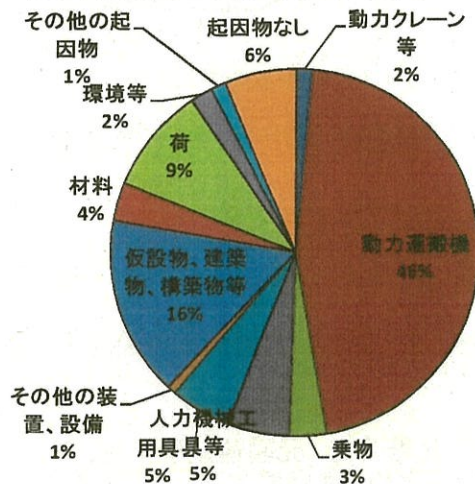


事故の型別発生状況（愛知局）

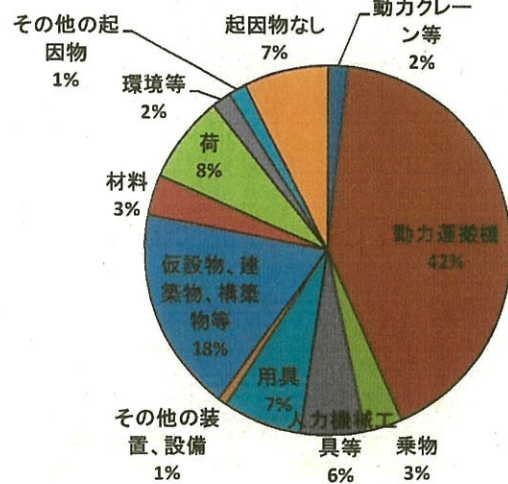


## 3 起因物別労働災害発生状況

起因物別発生状況（東海・北陸ブロック）



起因物別発生状況（愛知局）



**荷役作業での労働災害を防止しましょう！**

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にあります。陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

陸運事業者だけでなく、荷役作業の安全対策を講じることは困難です。荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）の皆様も、陸運事業者と連携して、荷役災害の防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

**<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>**

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、荷主・配送先・元請事業者の皆様も、このガイドラインを指針とし、陸運事業労働者の労災防止に必要な事項の実施に協力する必要があります。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

**荷役作業での労働災害を防止しましょう！**

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にあります。陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>**

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**

